

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 に基づく報告

令和7年 1月 1日から
同年12月31日まで

令和8年3月

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告
(令和7年)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条の規定に基づき、令和7年中の通信傍受等に関して下記のとおり報告します。

記

令和7年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表1のとおりである。

また、令和6年中に傍受が行われた事件に関して新たに逮捕した人員数については、別表2のとおりである。

別表 1

番号	傍 受 令 状		通信手段の種類	実 施 期 間				第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪 名 (罰 条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号(回)			第3号(回)	第1号(回)	第3号(回)
1	2	2	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)による改正前的大麻取締法違反(同法第24条の2第2項、同第1項、刑法第60条)、覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条)、麻薬及び向精神薬取締法違反(同法第66条第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の大麻等譲渡】	携帯電話	30	593	-	-	311	0	㊦	10
					30	241	-	-	88	0	㊦	
2	1	1	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	1917	205	3	173	0	㊦㊧	22
3	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	15	649	152	0	98	0	㊦㊧	22
					15	375	17	0	17	0	㊦㊧	
4	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	26	302	16	0	0	0	㊦㊧	13
					26	109	49	0	1	0	㊦㊧	
5	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	29	19	5	0	3	0	㊦㊧	12
					29	1076	198	0	55	0	㊦㊧	

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間						第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)	
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項		第29条第4項			
							第1号(回)	第3号(回)	第1号(回)			第3号(回)
6	3	3	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条)【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	20	72	1	0	1	0	㊦㊧	7
					30	601	32	0	80	0	㊦㊧	
					30	676	26	0	67	0	㊦㊧	
7	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条)【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	2028	-	-	292	0	㊧	2
					30	444	-	-	72	0	㊧	
8	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条)【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	27	174	-	-	36	0	㊧	3
					27	308	-	-	44	0	㊧	
9	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条)【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	283	-	-	117	0	㊧	2
					30	546	-	-	93	0	㊧	
10	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条)【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	24	36	27	0	3	0	㊦㊧	9
					24	95	2	0	0	0	㊦㊧	

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	第29条第3項				第29条第4項		
						第1号(回)	第3号(回)			第1号(回)	第3号(回)	
11	5	5	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	3	161	11	0	15	0	㊦㊧	2
					30	81	-	-	11	0	㊧	
					22	269	-	-	47	0	㊧	
					30	246	-	-	47	0	㊧	
					15	125	0	0	36	0	㊦㊧	
12	1	1	銃砲刀剣類所持等取締法違反(同法第31条の3第2項第1号、同第1項後段、第3条第1項、第31条の8、第3条の3第1項、刑法第60条) 【拳銃の加重所持、拳銃実包の所持】	携帯電話	8	40	-	-	1	0	㊧	0
13	2	2	組織的犯罪処罰法違反(同法第3条第1項第7号、刑法第199条、第60条) 【組織的な殺人】	携帯電話	10	389	-	-	1	0	㊧	0
					10	58	-	-	0	0	㊧	

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	第29条第3項				第29条第4項		
						第1号(回)	第3号(回)			第1号(回)	第3号(回)	
14	4	4	組織的犯罪処罰法違反(同法第3条第1項第7号、刑法第199条、第60条) 【組織的な殺人】	携帯電話	10	105	10	0	5	0	㊦㊧	1
					10	0	0	0	0	0	㊦㊧	
					8	63	10	0	1	0	㊦㊧	
					10	139	10	0	3	0	㊦㊧	
15	3	3	詐欺(刑法第246条第1項、第60条)	携帯電話	15	232	3	0	53	0	㊦㊧	4
					15	561	35	0	25	0	㊦㊧	
					20	195	-	-	37	0	㊧	

(注1)「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注2)「覚醒剤取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」及び「組織的犯罪処罰法」の条項については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)による改正前のものである。

(注3)「刑法第199条」及び「刑法第246条第1項」については、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による改正前のものである。

(注4)「第20条第1項等の傍受の実施」欄における㊦～㊧は以下の方法をいう。

㊦：第20条第1項の規定による傍受の実施

㊧：第23条第1項第1号の規定による傍受の実施

㊨：第23条第1項第2号の規定による傍受の実施

別表 2
(令和 6 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
7	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	16
9	5 (報告済み)	5 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	12
18	3 (報告済み)	3 (報告済み)	窃盗 (刑法第235条、第60条)	3

(注1) 「覚醒剤取締法」の条項については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和4年法律第68号) による改正前のものである。

(注2) 「刑法第235条」については、刑法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第67号) による改正前のものである。

(注3) 「新たに逮捕した人員数」とは、令和6年中に傍受を実施した事件に関して、令和7年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注4) 平成14年から令和5年までに傍受を実施した事件に関して、令和7年中に新たに逮捕した者はいなかった。